第２５期　第１９回

定例農業委員会総会

議　事　録

令和６年１２月２５日

伊予市農業委員会

第２５期
第１９回定例農業委員会総会議事録

令和６年１２月２５日（水）午後１時３０分から、農業振興センターにおいて第１９回定例農業委員会総会を開催する。

出席者
　農業委員会委員　　　　　　１８名
　農地利用最適化推進委員　　　５名
　　　　　　事 務 局　　　局長
　　　　　　　　　　　　　次長
　　　　　　　　　　　　　係長

議事日程
（議案）

第６８号	農地法第３条の規定による許可申請について	１０件
第６９号	非農地判断について	１件
第７０号	伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	１件

（報告）

第２７号	農地法第４条第１項の規定による届出について	２件
第２８号	農地法第５条第１項の規定による届出について	３件
第２９号	農地法第３条第１項の規定に基づく許可の取消について	１件
第３０号	農地の使用賃貸借解約通知について	２件

事務局

　それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第１９回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

　　　　＜一同、礼＞

　ご着席下さい。

　本日の開催にあたり、議席番号●●番　●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

　それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番　　●●　委員」

「●●番　　●●　委員」

よろしくお願いいたします。

<u>議案第６８号</u>

　農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号１について事務局の説明をお願いします。

事務局

<u>１番</u>

譲渡人	米湊	●●	さん
譲受人	中山町佐礼谷	●●	さん
申請地	大平字●●	田	●●㎡
	同じく	田	●●㎡
申請理由	（譲受人）	新規就農	
	（譲渡人）	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

　譲受人の経営状況は、議案説明書の３ページと４ページに農作業従事計画書を掲載しています。●●さんは、大平の●●さんで研修をされて、このたび自

分の農地を取得するための申請となりました。この後ご本人さんからも農業経営について発表していただきますが、農業経営の方向性としては、販売を目的とした農業経営ではなく、自給自足を主眼においた農業経営であることを踏まえたご審議をお願いします。なお、農地法第３条第２項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長
　それでは、番号１について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●　推進委員
　この土地ですが、登記は田となっておりますが、客土をしておりまして水田に戻すことは難しい状態ですので、畑として利用しております。今、●●さんの畑として利用されていて、家庭菜園でこまごま作られています。下の●●㎡の面積の方は客土をしていて、畑利用しているところです。上の●●㎡の方は川沿いの森側にそったところで、近いですが少し離れたところにあります。大雨になると川が増水して浸かってしまうようなところで、農地として使うのが難しいところですが、それを含めて●●さんが管理していただけるということです。●●㎡の方で、メインでされるのですが、畑としてしか使えないので、やっていただける方も限られる中で●●さんがいらっしゃって、セットで贈与されるということです。管理的にはお任せしたいと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長
　ありがとうございます。番号１につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長
　無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいておりますので本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん
　はじめまして。1 年半前に東京から移住してきました、●●と申します。●●さんに研修生として入り、そこの研修施設に住んでいましたが、今年の 7 月か

ら中山町、佐礼谷の●●に引っ越してきまして、そちらで園地、住居を探しつつ就農を考えていたのですが、なかなか農地の紹介、斡旋が滞っておりまして、そこで●●さんの園主のほうに今回の農地の話がありまして、そこを通じて自分に話があり、取得したい気持ちがあったので、今このような形になっております。

今回の地目は、田となっておりますが、盛土がされていて、畑がされていたところを引き継ぐことになります。将来的には、そこを含めて田んぼ、畑、果樹栽培を自然農法で行っていきたいと考えております。基本的には、自分の食べる部分を中心に行っていくような形です。余った野菜、果樹は●●さんに卸して販売していただくというような計画です。

ただ、今回引き継ぐところが、農薬を使っているかどうかは、●●の園主からも「こちらから聞くのもあまりよくない」とのことで、まだ確かめておらず、特に野菜は農薬を使っていると引き継いでから 3 年はひきとれないので、できれば JA さんへ出荷できたらと考えております。

大雑把ではございますが、そのように考えております。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

●●　農業委員

●●の自然農法は何年も前からやっておられますが、そこに魅力を感じて東京から来られたのですか。

●●さん

はい。そうです。

●●　農業委員

今のお話がありましたように、自給自足で野菜や米等を作るのは自然農法で栽培をされるのですか。

●●さん

ただ、●●さんの方も農薬は使っておりませんが、有機肥料を使っております。そういった物を最初は使いながら、できるのなら肥料も減らしていければなというところです。実は 24 年前に先代にお会いしまして、その時は、自分に浮ついた部分が見受けられて、「本気でするならもう一度来なさい」と言われま

して、24 年ぶりということでかなり時間がかかりましたが、ここでやると決めました。また、年齢が●●才でして、今から他で研修を受けて、それからになると一からになり、正直怖い部分があったので●●さんの近くで就農という形で考えました。

●●　農業委員
　伊予市の昨今は、放任園といいますか耕作されていない農地があります。今回は、大平ということで住居の関係もあると思いますが、条件的には旧伊予市の方が平坦で耕作もし易いと思います。伊予市の方で土地を構えるようなお考えはありますか。

●●さん
　今年の 7 月から佐礼谷の●●に引っ越したのですが、一旦、山に住みたいという願望がありまして、そこで住居等を探しておりましたが、なかなか話が進みませんでした。今回の農地は、本当に平坦で日当たりがよいところでして、●●さんの事務所にも近いので農機具等も借りることもできます。
　広さが 1 反 2 畝ありまして、最初の部分でいくと果樹 7 割、畑 3 割という形で他に住居、畑、田んぼが見つかれば、今回のところは、果樹を全般的に栽培したいと考えております。●●さんでも多少、小さな畑ですが、野菜等が栽培できる土地をお借りしております。また、伊予市に移住してきて、このまま住んで就農していくというところで、自分は●●才で年齢がいっているのかもしれないですが、園主には、まだ若い方ではないのかと言われまして、周りの方が耕作してほしいというところであれば、話をしてやっていくという方向です。今回、自分が耕作して次世代につないでいくということが、ここに来た、●●さんでお世話になったところの分であるのでは、と言われております。

●●　農業委員
　ありがとうございました。

議長
　他にございませんか。無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。ありがとうございました。改めまして番号 1 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●●　農業委員
　私も●●で同じ地域でして、ちょうど●●さんのところに●●さんと一緒に

話を聞きましたが、年齢的にも東京から来て不安があったようです。●●さんと話をしているとやはり農業が好きで年に 2 回来ていたようです。以前、●●さんに入っている方で、秋ぐらいに農地の許可をさせてもらった件がございましたので、気持ち的に甘いかなと思う部分があるかと思いますが、我々の地域は山間地でございまして、こういう機会で農地を守っていただけるのであれば、やってもらってもいいのではという気持ちです。条件がもっといいところでしたら大規模な計画ができたかもしれませんが、徐々に借り入れしながら増やしていく気持ちが育ってきたのではないかと思います。

議長
　他にはございませんか。ご本人さんの話を聞くとしっかりされた方だと思います。ただ、実際の生活の中で、本当に自給自足だけでやっていけるのか、収入が少ない部分がありますので心配でしょうけれど、話を聞いていたら前向きな考え方ですので、意見がなければいいのではないかと思います。

●●　農業委員
　家庭をお持ちですか。

●●　農業委員
　独身です。第一段階としてこの譲り受けるところから構えて、農業の第一歩というような感じでした。

事務局
　事務局から少しだけ補足します。最近、流行りの早期リタイヤという考えの方ですので、ある程度の一生分の生活費を用意した上での就農です。こういった方もいらっしゃいます。

●●　農業委員
　それは、聞いておりませんでした。

●●　農業委員
　●●は給料が出るのですか。

議長
　多少は出ます。
　他にございませんか。無いようでしたら、番号１について、賛成の農業委員

さんは挙手をお願いします。

（承認）

　ありがとうございます。番号１について承認いたします。
　続いて、番号２につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局
<u>２番</u>

譲渡人	上三谷	●●　さん
譲受人	下三谷	●●　さん
申請地	上三谷字●●　田　●●㎡ 他３筆　合計●●㎡	
譲受人の耕作面積	●●㎡	
申請理由	（譲受人）　経営規模拡大 （譲渡人）　農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

　譲受人の経営状況は、議案説明書の１ページ２番のとおりです。なお、農地法第３条第２項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長
　それでは、番号２について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●　農業委員
　●●さんは、上三谷、下三谷、郡中の方でもかなり手広く引き受けてやっておられますが、結構トラブルがある方です。私の隣が彼の田なのですが、水は出しっぱなし、草は刈らない等、いろいろと問題があります。ちょうどお会いした時に厳しくは言いましたが、堪えない人なので今後も見守りたいと思います。この土地は、自分の家の近くでして、離れているところは荒っぽいのですが、家の近くなので少しはきれいにするだろうと思います。最終的にはこの方しか引き受ける方がいないので、お願いするしかないというところもございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号２につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●●　農業委員

今、●●さんが言われたように耕作農地を放棄地というか栽培されないというトラブルがありますね。やめた方は、ほったらかしにして草刈りをしないで、見かねた近くのものが何ｍか草を刈って管理しているという状況が何年も前からあると思いますが、増えてきています。そこの問題もなんとかしないといけないですよね。

●●　農業委員

田んぼの畔に根まで枯らすような除草剤を使ったりするような方で、それでも草をはやしています。僕らのところで言いますと総代、区長、評議員、とにかく地域の担当の方含めてみんなでやるしかないと考えております。

●●　農業委員

やれるところは、個人でやらないといけないですよね。大変なご時世になってきておりますね。

議長

他にございませんか。先ほど言いましたように、家の近くでしたら案外とやってくれるかもしれません。遠いところでしたら草を刈らないようなこともあるかと思いますが、地元で監視しながら何かあったら伝えていくようにして、見守っていただけたらと思います。

他に無いようでしたら、番号２について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

ありがとうございます。番号２について承認いたします。

続いて、番号３、４につきまして、関連がございますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

<u>３番</u>

譲渡人	宮下	●●	さん

譲受人　　　　　　　　　　松山市　　　　　●●　　　さん
申請地　　　　　　　　　　宮下字●●　　田　　●●㎡
　　　　　　　　　　　　　同じく　　　　畑　　●●㎡
譲受人の耕作面積　　　　　●●㎡
申請理由　　　　　　　　　（譲受人）　経営規模拡大
　　　　　　　　　　　　　（譲渡人）　農地管理困難
権利の種類　　　　　　　　売買による所有権移転

<u>４番</u>

譲渡人　　　　　　　　　　東京都　　　　　●●　　　さん
譲受人　　　　　　　　　　松山市　　　　　●●　　　さん
申請地　　　　　　　　　　宮下字●●　　田　　●●㎡
　　　　　　　　　　　　　宮下字●●　　田　　●●㎡
申請理由　　　　　　　　　（譲受人）　経営規模拡大
　　　　　　　　　　　　　（譲渡人）　農地管理困難
権利の種類　　　　　　　　売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の１ページ３・４番のとおりです。なお、農地法第３条第２項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号３、４について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●　農業委員

３番の●●さんにつきましては、ご高齢で施設の利用をされている状態でして農地の管理が困難でありますので、●●さんの弟さんにあたる●●さんが農地を引き継がれるとのことです。

４番の●●さんは、●●さんの息子さんになります。現在、東京の文京区に居住されておりまして将来、宮下に帰る予定もないとのことで農地の管理が困難でして、叔父さんにあたります、●●さんが引き継ぐということでございます。●●さんは高齢ですし、現在、松山に居住ということでしたので、本当に農地を管理してくれるかどうかの確認をしましたら、息子さんが宮下に居住されておりますので、息子さんと一緒にしっかり管理されていくとのことでした。ただ、●●さんは宮下の方で運送会社を経営されておりますので、知らない間に無断転用にならないようにしっかり農地として管理してくださいということ

は伝えました。注意して見守りたいと思いますが、息子さんと一緒に頑張って管理をしますとのことですので、よろしくお願いいたします。

議長
　ありがとうございます。番号３、４につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。
　私から、本人さんは運送会社の経営をされておるのですか。

●●　農業委員
　はい。●●さんが●●の会長さんをされております。息子さんが社長で宮下におられます。会社に農機具を置かれているそうです。

議長
　従事者３名ということは、どなたですか。

●●　農業委員
　長男は出ておりまして、次男と三男と本人です。

議長
　次男、三男は同じ会社ですか。

●●　農業委員
　同じだと思うのですが。

議長
　●●さんはどれくらい作られていますか。トラクターがあるということですが。

事務局
　隣に●●㎡全てとは言わないですが、一部で稲作をされております。

議長
　他に意見はございませんか。無いようでしたら、番号３、４について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

ありがとうございます。番号３、４について承認いたします。
続いて、番号５につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局
<u>５番</u>

譲渡人	東京都	●●	さん
譲受人	市場	●●	さん
申請地	市場字●●	畑	●●㎡
	同じく	田	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●㎡		
申請理由	（譲受人）	経営規模拡大	
	（譲渡人）	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の１ページ５番のとおりです。なお、農地法第３条第２項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長
それでは、番号５について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●　推進委員
●●さんのご兄弟が所持していた農地ですが、お亡くなりになった関係で贈与ということになりました。実状、管理はずっと●●さんがされておりまして、ご高齢ではありますが、娘さん夫婦が伊予市内に住んでおられます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長
ありがとうございます。番号５につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長
無いようでしたら、番号５について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

ありがとうございます。番号５について承認いたします。
続いて、番号６につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

<u>６番</u>

譲渡人	双海町上灘	●●	さん
譲受人	双海町上灘	●●	さん
申請地	双海町上灘字●●　畑	●●㎡	
申請理由	（譲受人）　家庭菜園		
	（譲渡人）　農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の１ページ６番のとおりです。なお、農地法第３条第２項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長
それでは、番号６について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●農業委員
譲受人の●●さんですが、仕事を松山でされておりました。独り身でして、伊予市、上灘の方で空き家を探していたところ●●さんの古い家と隣接している畑が見つかり、一括購入されました。田舎でのんびりと生活をしていきたいとのことです。今は家庭菜園程度で、独り身の生活ですので、心配はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長
ありがとうございます。番号６につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●●　農業委員
どこでされるのですか。

●●　農業委員

●●です。●●さんからは、購入ということで助かっているようです。

議長
他にございませんか。無いようでしたら、番号６について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

ありがとうございます。番号６について承認いたします。
続いて、番号７、８につきまして、関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局
<u>７番</u>

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	八倉字●●	田	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●㎡		
申請理由	（譲受人）	経営規模拡大	
	（譲渡人）	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

<u>８番</u>

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	八倉字●●	田	●●㎡
申請理由	（譲受人）	経営規模拡大	
	（譲渡人）	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の２ページ７・８番のとおりです。なお、農地法第３条第２項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長
それでは、番号７、８について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●　推進委員
　７番の購入者の●●さんは、今年名前が出るのが３回目で、●●さんは、２回目になります。●●さんは、以前 5 反少しの田んぼを購入して米を作っておりまして、今回は、その周辺の土地について話がまとまりました。
　●●さんの田となっているところですが、現在、デコポンが植わっている畑になっておりまして、道が無い状態です。軽四トラックが入れない場所でして、取り入れたものを一輪車で出さないといけないので、●●さんも高齢のためできないということで話が出てきました。
　８番の●●さんの農地ですが、2 年前までは引き受けた方が米を作っておりましたが、その方がやめて、他に米を作ってくれる方を探しておりましたが見つからず、耕作放棄地になっておりまして、●●さんが年に 2 回ほど家族で田んぼの草刈りをしておりました。それを見かねた●●さんが、引き受けたいとのことで、双方が話し合いを持ちまして今回の話になりました。●●さんは、高齢ではありますが、責任を持ってやっていただけると思います。1 年前に購入した水田もご兄弟の方ときちんと管理されておりますので、全く心配はございません。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長
　ありがとうございます。番号７、８につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長
　無いようでしたら、番号７、８について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

　ありがとうございます。番号７、８について承認いたします。
　続いて、番号９につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局
９番

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん

　申請地　　　　　　　　　上吾川字●●　　畑　　●●㎡
　譲受人の耕作面積　　　　●●㎡
　申請理由　　　　　　　　（譲受人）　経営規模拡大
　　　　　　　　　　　　　（譲渡人）　農地管理困難
権利の種類　　　　　　　売買による所有権移転
　譲受人の経営状況は、議案説明書の２ページ９番のとおりです。なお、農地法第３条第２項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長
　それでは、番号９について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●　推進委員
　●●さんの農地は、約10年前から耕作がされていない状態が続いており、現在、高齢になり管理が難しく売却したいと考えておりました。また、●●さんは、昨年、この農地に隣接する農地を広く購入し農業経営を実施しております。●●さんの農地は、今では、竹が大きく茂り、イノシシの通り道となり●●さんの農地にも侵入してくるそうです。このような状況と経営規模拡大との思いから●●さんの土地を購入したいという話になり、双方が話し合いを持ちまして今回の契約になりました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長
　ありがとうございます。番号９につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長
　無いようでしたら、番号９について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

　ありがとうございます。番号９について承認いたします。
　続いて、番号１０につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局
<u>１０番</u>
譲渡人　　　　　　　　　福岡県　　　　　　●●　　　さん
譲受人　　　　　　　　　三秋　　　　　　　●●　　　さん
申請地　　　　　　　　　三秋字●●　　田　　●●㎡
譲受人の耕作面積　　　　●●㎡
申請理由　　　　　　　　（譲受人）　経営規模拡大
　　　　　　　　　　　　（譲渡人）　農地管理困難
権利の種類　　　　　　　贈与による所有権移転
　譲受人の経営状況は、議案説明書の２ページ10番のとおりです。なお、農地法第３条第２項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長
　それでは、番号１０について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●　農業委員
　譲り受ける●●さんと●●さんは、ご兄弟で、●●さんは、福岡に嫁いでおられます。実際、ここの地番の農地は●●さんがずっと管理しておりました。今回、大池の改修工事が始まるということで、そこの作業道に係るということもございまして、贈与という形で●●さんが引き受けられました。以上です。

議長
　ありがとうございます。番号１０につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長
　無いようでしたら、番号１０について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

　ありがとうございます。番号１０について承認いたします。

議案第６９号
　農地法第２条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局
番号１
　議案説明書は、５頁、申請地説明図は、位置図が２～３頁、現地写真は４～６頁、をご覧ください。申出人及び土地所有者は、松山市、●●さん。土地所在地は、中山町中山●●、田、●●㎡、他７筆、計８筆、面積合計●●㎡。
　今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は耕作条件の悪い不便な土地で、鳥獣被害も深刻なことから、約 30 年前に農地としての管理を諦め、山林として管理する為に植林したもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。
　以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長
　それでは、番号１について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●　推進委員
　現地確認をさせていただきました。写真にある田んぼですが、300ｍから 400ｍ歩いたのですが、原野化しており機械も入らない状態でした。30 年していないということです。写真７、８に至っては、杉を植林されて杉山に変わっております。また、車で入ることができないようになっておりまして、赤道という幅 1ｍもないような道がある程度です。大きな木が生えて原野化しており、復元するのは難しいということで、よろしくお願いいたします。

議長
　ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長
　無いようでしたら、番号 1 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

ありがとうございます。番号１について承認いたします。

<u>議案第７０号</u>

伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項及び第４条の５第１項第２７号イの規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局

<u>番号１</u>

議案説明書は、６頁、申請地説明図は、位置図が７頁、現地写真は８頁、をご覧ください。申出人は、宮下、●●さん。土地所有者は、宮下、●●さん。土地所在地は、宮下字●●の一部・田・（●●㎡のうち）●●㎡。計画変更内容は、農家住宅への転用を目的とした、伊予地域の農業の振興に関する計画、27号計画の変更による農振、農用地区域からの除外となっております。

申出人は現在、市内の借家に妻と子供２人で居住しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、一戸建ての建築を検討していたが、将来的には親の農業を継ぐため、農作業従事の利便性がよい耕作地付近の父が所有する当該農地以外に適当な候補地がなく、申出地に農家住宅を建設すべく本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第 13 条第２項の規定に基づく各要件を確認済

第１号要件　代替地：無
第２号要件　周辺農地への影響：無
第３号要件　担い手への影響：無
第４号要件　付帯施設への影響：無
第５号要件　土地基盤整備事業の実施：有
（土地改良区等：除外支障なしの意見で協議・調整中）

本事案は伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係るものとして認められるため、農用地区域から除外することについて、止むを得ないと判断されます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号１について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●　農業委員
●●さんは、お父さんの●●さんの所有する農地に家を建てて、本業の勤めの合間に農業の手伝いをし、将来的には農業を継ぎ両親の面倒を見るということです。ちょうど実家の隣になります。●●さんが持っている他の農地の周囲には、家がなく、この農地が最適ということで申請に至りました。よろしくお願いいたします。

議長
ありがとうございます。番号１につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

●●　農業委員
●●さんは、勤められていますか。

●●　農業委員
●●さんは退職しております。●●さんは勤められております。

議長
他にございませんか。

●●　農業委員
●●さんの農業規模はどのくらいですか。

事務局
●●さんですが、田んぼが１反少しと４反半の果樹園がございまして、合計５反半ぐらいの経営規模になっております。

議長
他にございませんか。私から、規則の意図が分かりにくいので、簡単に説明をお願いします。

事務局
まず、２つあって、農業振興地域の中で農業をする施設だけを決めているところが 27 号計画になります。その計画にこの農家住宅を加えることと、農家住宅

を建てるために農振地域から除外という 2 つのことがこの中に入っています。

議長
　例えば息子がいて、今は出ているけれど将来、農業を継ぐために帰ってきて家を建てるという時にあてはまるのですか。場所によって変わるのですか。

事務局
　農業振興整備計画での優良農地の指定を受けている農地というのは、皆さんご存じのとおり、転用に関して一定の制限がございます。今、ちょうど道後平野土地改良区の県営事業の水の施設に関する受益地に大部分が指定されておりまして、この受益地に指定されているところは、基本的には農振除外ができません。すなわち農地転用もできません。ただ、そうはいっても農家住宅、分家住宅の場合の転用は、「一定の農業をするために必要な農地であると認められているもの」という指定をされておりまして、それが 27 号計画になります。農家が農業経営を孫の代まで継続していくためには、当然、帰って来てもらわないといけないので、そこに関しての制限を緩和しているという計画になっております。通常であると受益というのは、八倉から中村まで道後平野の水利の権利がありまして、水を送る工事が入ったときには国費が投入されますので、8 年間は転用できませんというような縛りが農振法の中で課せられております。
　ただ、例外措置がありまして、今回の 27 号計画が、例外措置の根拠になります。農家住宅、分家住宅というのは、例外的で建てることができるということになりますが、すべてが転用できるわけではなく、農業経営を継続するために必要な転用行為だけが認められている期間ということになりますので、長い文言になりますが、説明するとそういった形になります。

議長
　ありがとうございました。他に無いでしょうか。

●●　農業委員
　今の説明ですが、旧伊予市内で土地を買って息子が家を建てるとなると 27 号計画になるのですか。

事務局
　農業を継がないとできません。農家住宅というのは農家が家を建てる、分家住宅というのは農家の直系の方になります。直系だったらどこでも建てられるというわけではなく、昔から持っている土地になりますが、例えば長男が農家

で次男、三男が家を建てる場合は認められた行為になります。27 号計画の 8 年の間は一定の制限がありまして、転用すると農家の土地が減りますので 1,000㎡以上の農地を残さないといけません。耕作農地を守るということが必要になりますので通常よりは、少し厳しいことが課せられます。以上です。

議長
　他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号１について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長
　ありがとうございます。番号１について承認いたします。
　それでは、報告事項に移ります。

報告第２７号
　農地法第４条第１項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。
報告事項ですので、番号１、２について、事務局の一括説明をお願いします。

事務局
番号１
申請人は、下吾川、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、田、●●㎡。転用目的は、駐車場で、転用面積は、同じく●●㎡です。

番号２
　申請人は、下吾川、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畑、●●㎡、他３筆、計４筆、面積合計●●㎡。転用目的は、公衆用道路で、転用面積は、同じく●●㎡です。以上でございます。

議長
　報告第２７号、番号１、２につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）
議長
　無いようでしたら、報告事項ですので次に進みます。

報告第２８号

　農地法第５条第１項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。

議長

　報告事項ですので、番号１、２、３について、事務局の一括説明をお願いします。

番号１

　譲渡人は、下吾川、●●さん。静岡県、●●さん。譲受人は、松山市、株式会社●●、代表取締役、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畑、●●㎡、他２筆、計３筆、面積合計●●㎡です。転用目的は、分譲宅地で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

番号２

　譲渡人は、稲荷、●●さん。譲受人は、松山市、●●株式会社、代表取締役、●●さん。土地所在地は、米湊字●●、田、●●㎡、他２筆、計３筆、面積合計●●㎡です。転用目的は、分譲宅地で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

番号３

　譲渡人は、下吾川、●●さん。譲受人は、下吾川、株式会社●●、代表取締役、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畑、●●㎡です。転用目的は、露天駐車場で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、賃貸借権設定によるものです。

　以上でございます。

議長

　ありがとうございます。報告第２８号、番号１、２、３につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

　無いようでしたら、報告事項ですので次に進みます。

報告第２９号

農地法第３条第１項の規定に基づく許可の取消願を受理したので、次のとおり報告する。

議長

番号１について、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

１番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
取消地	下三谷字●●	畑	●●㎡
取消理由	双方合意		

令和 6 年 5 月 30 日許可、伊（農委）第 42 号、贈与による所有権移転。許可は、２筆でしたが、そのうちの１筆のみ取消願いが提出されました。

総会での審議前であれば取下げになるのですが、今回は許可後ということで、許可証を回収して取下げの筆を削除する対応となりました。取下願いが出てきたのは、平成３０年６月以来６年ぶりのことです。以上です。

議長

ありがとうございます。報告第２９号、番号１につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●●　農業委員

どういう理由で取下願いが提出されたのですか。

事務局

最終的には双方合意なのですが、理由としては、もともと贈与でしたが、１筆は元の所有者の都合が悪くなり、そこは、まだ登記を変えていなかったので、「やめてくれませんか」という流れになりました。

議長

無いようでしたら、報告事項ですので次に進みます。

報告第３０号

農地の使用貸借解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議長
　報告事項ですので、番号１、２について、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

<u>１番</u>

貸出人	上野	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●　田　●●㎡		
	他４筆　計●●㎡		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法　使用貸借権		

<u>２番</u>

貸出人	宮下	●●	さん
借受人	松山市	（株）●●	さん
届出地	宮下●●　田　●●㎡		
	宮下●●　田　●●㎡		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法　使用貸借権		

議長
　ありがとうございます。報告第３０号につきまして、番号１、２につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長
　無いようでしたら、以上で議案審議、報告を終了いたします。委員の皆様、ご審議有難うございました。
　それでは、次回は１月２９日（水曜日）午後１時３０分から農業振興センター１階第２会議室での開催を予定しております。
　次回の議事録署名人については、
「●●番　●●　委員」
「●●番　●●　委員」
を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、

第１９回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

（午後２時４７分　閉会）

年　　月　　日

議　　　長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿